

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の四）</p> <p>第二章 電気事業</p> <p>第一節 小売電気事業</p> <p>第一款 事業の登録（第三条の五―第三条の十一）</p> <p>第二款 業務（第三条の十二―第三条の十五）</p> <p>第二節 一般送配電事業者</p> <p>第一款 事業の許可（第四条―第十六条）</p> <p>第二款 業務（第十七条―第四十条）</p> <p>第三節 送電事業（第四十一条―第四十五条）</p> <p>第四節 特定送配電事業（第四十五条の二―第四十五条の十 八）</p> <p>第五節 発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一）</p> <p>第五節の二 賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の二― 第四十五条の二十一の四）</p> <p>第五節の三 廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の五― 第四十五条の二十一の七）</p> <p>第六節 特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十 六）</p> <p>第七節 広域的運営</p> <p>第一款 特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条 の二十七・第四十五条の二十八）</p> <p>第二款 供給計画（第四十六条―第四十七条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の四）</p> <p>第二章 電気事業</p> <p>第一節 小売電気事業</p> <p>第一款 事業の登録（第三条の五―第三条の十一）</p> <p>第二款 業務（第三条の十二―第三条の十五）</p> <p>第二節 一般送配電事業者</p> <p>第一款 事業の許可（第四条―第十六条）</p> <p>第二款 業務（第十七条―第四十条）</p> <p>第三節 送電事業（第四十一条―第四十五条）</p> <p>第四節 特定送配電事業（第四十五条の二―第四十五条の十 八）</p> <p>第五節 発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一）</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第六節 特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十 六）</p> <p>第七節 広域的運営</p> <p>第一款 特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条 の二十七・第四十五条の二十八）</p> <p>第二款 供給計画（第四十六条―第四十七条）</p>

第八節 あっせん及び仲裁（第四十七条の二―第四十七条の七）

第三章 電気工作物

第一節 適用範囲及び定義（第四十七条の八―第四十八条の二）

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合（第四十九条）

第二款 自主的な保安（第五十条―第五十六条の三）

第二款の二 環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の七）

第三款 工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）

第四款 承継（第九十五条）

第三節 一般用電気工作物（第九十六条―第一百四条）

第三章の二 土地等の使用（第一百四条の二―第一百四条の六）

第四章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関（第一百五十五条―第一百八条の二）

第二節 指定試験機関（第一百九条―第一百二十六条）

第三節 登録調査機関（第二百二十七条―第三百三十二条）

第五章 卸電力取引所（第三百三十二条の二―第三百三十二条の十）

第六章 雑則（第三百三十三条―第三百三十八条）
附則

第五節の二 賠償負担金の回収等

第八節 あっせん及び仲裁（第四十七条の二―第四十七条の七）

第三章 電気工作物

第一節 適用範囲及び定義（第四十七条の八―第四十八条の二）

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合（第四十九条）

第二款 自主的な保安（第五十条―第五十六条の三）

第二款の二 環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の七）

第三款 工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）

第四款 承継（第九十五条）

第三節 一般用電気工作物（第九十六条―第一百四条）

第三章の二 土地等の使用（第一百四条の二―第一百四条の六）

第四章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関（第一百五十五条―第一百八条の二）

第二節 指定試験機関（第一百九条―第一百二十六条）

第三節 登録調査機関（第二百二十七条―第三百三十二条）

第五章 卸電力取引所（第三百三十二条の二―第三百三十二条の十）

第六章 雑則（第三百三十三条―第三百三十八条）
附則

〔新設〕

(賠償負担金の回収等)

第四十五条の二十一の二 一般送配電事業者(第四十五条の二十一の四第一項の通知を受けた一般送配電事業者に限る。次項において同じ。)は、当該通知に従い、賠償負担金(次条第一項に規定する賠償負担金をいう。)をその接続供給の相手方から回収しなければならない。

2 一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の四第一項の通知に従い、各原子力発電事業者(次条第一項に規定する原子力発電事業者をいう。)ごとに賠償負担金相当金(第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。)を払い渡さなければならない。

(賠償負担金の額の承認)

第四十五条の二十一の三 原子力発電事業(自らが維持し、及び運用する原子力発電工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業をいう。以下この項及び第四十五条の二十一の六第三項第二号において同じ。)を営む発電事業者(以下この条、次条及び第四十五条の二十一の六第一項において「原子力発電事業者」という。)は、その運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物(旧原子力発電事業者(当該原子力発電事業者が営む原子力発電事業に相当する事業を営んでいた者をいう。以下この条において同じ。)が廃止したものを含む。)(第三項及び第四十五条の二十一の六第一項において単に「原子力発電工作物」という。)に係る原子力損害(原子力損害の賠償に關する法律(昭和三十六年法律第四百十七号)第二条第二項に規定する原子力損害及びこれに相当するものをいう。)の賠償のために備えておくべきであった資金であつて、旧原子力発電

[新設]

[新設]

事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定することができなかつたものを、一般送配電事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条、次条、第四十五条の二十一の六及び第四十五条の二十一の七において同じ。）が行う接続供給によつて回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「賠償負担金」という。）の額について、五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

前項の承認を受けようとする原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の二の賠償負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 賠償負担金の総額及び当該額の根拠を記載した書類
二 五年間に回収しようとする賠償負担金の額及び当該額の根拠を記載した書類

三 各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額及び当該額の根拠を記載した書類

3|| 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 賠償負担金の総額が、平成二十七事業年度の一般負担金年度総額（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第三十九条第一項に規定する一般負担金年度総額をいう。）を原子力発電工作物の出力（原子力損賠償・廃炉等支援機構（以下この号において「機構」という。）が平成二十三事業年度に同条第四項の認可を受けた負担金率（同条第一項に規定する「負担金率」をいう。）の算定の基礎となる原子力発電工作物の出力（キロワットで表したものをいう。以下この号において同じ。）をいう。）で除して得た額、原子力発電事業者の原子力発電工作物の出力の合計

、それらの原子力発電工作物が平成二十三年三月三十一日までに運用されていた期間の合計及び平成二十三事業年度から平成三十一事業年度までの原賠・廃炉等支援機構一般負担金（同項の規定によりその額が算出される負担金をいう。）の額の合計額に照らし、適正かつ明確に定められていること。

二 五年間に回収しようとする賠償負担金の額が、賠償負担金の総額及び第一項の承認を受けた賠償負担金の額に係る回収見込額に照らし、適正かつ明確に定められていること。

三 各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額が、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に発電した原子力電気（原子力発電工作物を用いて原子力を変換して得られる電気をいう。第四十五条の二十一の六第三項第二号において同じ。）の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。

（各一般送配電事業者が回収すべき賠償負担金の額等の通知）
第四十五条の二十一の四 経済産業大臣は、前条第一項の承認をしたときは、各一般送配電事業者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。通知した事項が変更されたときも、同様とする。

一 回収すべき賠償負担金の額（前条第一項の規定により承認された賠償負担金の額を各一般送配電事業者ごとに合計した額をいう。）

二 回収の期間

三 賠償負担金相当金（一般送配電事業者がこの項の通知に従い回収した金銭をいう。）を払い渡すべき各原子力発電事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

〔新設〕

四 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

2 経済産業大臣は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、同項第三号の各原子力発電事業者に対し、同項の規定により通知した事項のうち当該各原子力発電事業者に係る事項を通知するものとする。

第五節の三 廃炉円滑化負担金の回収等

(廃炉円滑化負担金の回収等)

第四十五条の二十一の五 一般送配電事業者(第四十五条の二十一の七第一項の通知を受けた一般送配電事業者に限る。次項において同じ。)は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金(次条第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。)をその接続供給の相手方から回収しなければならない。

2 一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の七第一項の通知に従い、各特定原子力発電事業者(次条第一項に規定する特定原子力発電事業者をいう。)ごとに廃炉円滑化負担金相当金(第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。)を払い渡さなければならない。

(廃炉円滑化負担金の額の承認)

第四十五条の二十一の六 電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条において「会計規則」という。

第二十八条の二第一項若しくは第二十八条の三第一項の承認又は原子力発電施設解体引当金に関する省令(平成元年通商産業省令第三十号)第五条第三項ただし書の承認を受けた原子力発電事業者(以下この条及び次条において「特定原子力発電事

[新設]

[新設]

[新設]

業者」という。)は、当該承認に係る原子力発電工作物(特定原子力施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。)に係るものを除く。)の廃止を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者が行う継続供給によって回収しようとするときは、回収しようとする資金(以下この条及び次条において「廃炉円滑化負担金」という。)の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2|| 前項の承認を受けようとする特定原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の三の廃炉円滑化負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 廃炉円滑化負担金の額及び当該額の根拠を記載した書類
二 各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の額及び当該額の根拠を記載した書類

3|| 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 廃炉円滑化負担金の額が、当該額の根拠となる原子力特定資産簿価(会計規則第二十八条の二第一項に規定する原子力特定資産簿価をいう。)、原子力廃止関連仮勘定簿価(同令第二十八条の三第一項に規定する原子力廃止関連仮勘定簿価をいう。)、原子力廃止関連費用相当額(同項に規定する原子力廃止関連費用相当額をいう。)及び原子力発電施設解体体引当金の要引当額(原子力発電施設解体体引当金に関する省令第五条第三項に規定する要引当額をいう。)に照らし、適正かつ明確に定められていること。

二 各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の

額が、特定原子力発電事業者（当該特定原子力発電事業者が営む原子力発電事業に相当する事業を営んでいた者を含む。）が発電した原子力電気の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。

（各一般送配電事業者が回収すべき廃炉円滑化負担金の額等の通知）

第四十五条の二十一の七 経済産業大臣は、前条第一項の承認をしたときは、各一般送配電事業者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。通知した事項が変更されたときも、同様とする。

一 回収すべき廃炉円滑化負担金の額

二 回収の期間

三 廃炉円滑化負担金相当金（一般送配電事業者がこの項の通知に従い回収した金銭をいう。）を払い渡すべき各特定原子力発電事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

四 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

2 経済産業大臣は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、同項第三号の各特定原子力発電事業者に対し、同項の規定により通知した事項のうち当該各特定原子力発電事業者に係る事項を通知するものとする。

〔新設〕

備考 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十七号）、原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令（平成三十年経済産業省令第十七号）による改正内容を記載。ただし、様式は省略。
表中の「」の記載は注記。改正後欄で二重傍線を付した部分で改正前欄で対応するものがないものは新設する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の二）</p> <p>第二章 固定資産勘定</p> <p> 第一節 電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）</p> <p> 第二節 電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条）</p> <p> 第三節 資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）</p> <p> 第四節 電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条）</p> <p> 第五節 雑則（第二十一条―第二十八条の四）</p> <p>第三章 貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条）</p> <p>第四章 特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定（第三十四条の二）</p> <p>第五章 特定原子力施設炉心等除去引当金勘定（第三十四条の三・第三十四条の四）</p> <p>第六章 費用勘定（第三十五条・第三十六条）</p> <p>第七章 消費税等（第三十七条）</p> <p>第八章 雑則（第三十八条・第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>（原子力特定資産に関する特例）</p> <p>第二十八条の二 対象発電事業者は、その運用する原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいい、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第六十四条の</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の二）</p> <p>第二章 固定資産勘定</p> <p> 第一節 電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）</p> <p> 第二節 電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条）</p> <p> 第三節 資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）</p> <p> 第四節 電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条）</p> <p> 第五節 雑則（第二十一条―第二十八条）</p> <p>第三章 貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条）</p> <p>第四章 特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定（第三十四条の二）</p> <p>第五章 特定原子力施設炉心等除去引当金勘定（第三十四条の三・第三十四条の四）</p> <p>第六章 費用勘定（第三十五条・第三十六条）</p> <p>第七章 消費税等（第三十七条）</p> <p>第八章 雑則（第三十八条・第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>〔新設〕</p>

二第一項の規定により特定原子力施設として指定された発電用原子炉施設（同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。）に係る実用発電用原子炉（同法第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）を除く。以下同じ。）を廃止しようとする場合において、当該原子炉に係る原子力特定資産（原子炉の運転を廃止した時において原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質（原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）によつて汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る。）を含み、資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額（以下「原子力特定資産簿価」という。）を原子力発電設備又は建設仮勘定に計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2|| 前項の承認を受けようとする対象発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該対象発電事業者は、同項の承認の申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、当該申請に係る原子力特定資産簿価を原子力発電設備又は建設仮勘定に計上することができる。

- 一|| 廃止しようとする原子炉の名称
- 二|| 原子炉を廃止しようとする理由
- 三|| 原子力特定資産簿価
- 四|| 前号の額の算定根拠

3|| 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 前項第三号に掲げる事項に係る事由が円滑な廃止措置の実施のために必要であること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が適正かつ明確であること。

(原子力廃止関連仮勘定に関する特例)

第二十八条の三 対象発電事業者は、その運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額(原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産(原子炉の運転を廃止した後竣工しないものに限る。)の帳簿価額を含む。)及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く。)(以下「原子力廃止関連仮勘定簿価」という。)(並びに当該原子炉の廃止に伴つて生ずる使用済燃料再処理等拠出金費(使用済燃料再処理等既発電費を除く。))及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額(以下「原子力廃止関連費用相当額」という。)を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする対象発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該対象発電事業者は、同項の承認の申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、当該申請に係る原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。

一 廃止しようとする原子炉の名称

二 原子炉を廃止しようとする理由

〔新設〕

- 三 原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力廃止関連費用相当額
 - 四 前号の額の算定根拠
- 3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならぬ。
- 一 前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであること。
 - 二 前項第三号に掲げる事項に係る事由が円滑な廃止措置の実施のために必要であること。
 - 三 前項第三号及び第四号に掲げる事項が適正かつ明確であること。

第二十八条の四 対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が前条第一項の承認を受けた日から当該日以後初めて一般送配電事業者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の七第一項の通知を受けた者に限る。）が当該承認に係る廃炉円滑化負担金（同令第四十五条の二十一の六第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）を回収するため法第十八条第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定により託送供給等約款の届出をして託送供給等約款を変更する日の属する月の翌月から十年間均等償却するものとして算定した額を償却することとする。

別表第 1 (第 3 条関係)

(1) 固定資産

原子力発電	各項目ごとに原子力特定資産及びそ
-------	------------------

[新設]

別表第 1 (第 3 条関係)

(1) 固定資産

原子力発	原子炉 (原子力基本法 (昭和三十
------	-------------------

設備	の他に区分して整理する。	電設備	年法律第百八十六号) 第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。) の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産を含む。	
建設仮勘定	[並] リース資産 資産除去債務 相当資産	[並] 原子力発電施設解体引当金に関する省令 (平成元年通商産業省令第30号) 第5条第3項ただし書の要引当額の相当額を含む。	リース資産 資産除去債務相当資産	[並] [業諮]
繰延税金資産	[並N] 繰延税金資産	電気事業固定資産建設工事口、電気事業固定資産建設準備口、附帯事業固定資産建設工事口及び事業外固定資産建設工事口に区分して整理する。 各項目ごとに原子力特定資産及びその他に区分して整理する。	建設仮勘定	電気事業固定資産建設工事口、電気事業固定資産建設準備口、附帯事業固定資産建設工事口及び事業外固定資産建設工事口に区分して整理する。 [業諮]
繰延税金資産	繰延税金資産	繰延税金資産	流動資産の「繰延税金資産」に整理されるもの以外の繰延税金資産を整理する。	

(2) 流動資産

使用済燃料再 処理等既発電 料受取契約締 結分	[貸]
<u>賠償負担金相 当収益</u>	<u>賠償負担金相当収益の未収分を整 理する。関係会社に対するものを 除く。</u>
<u>廃炉円滑化負 担金相当収益</u>	<u>廃炉円滑化負担金相当収益の未収 分を整理する。関係会社に対する ものを除く。</u>

(2) 流動資産

使用済燃料再処 等既発電料受 契約締結分	[貸]
[繰上]	[繰上]
[繰上]	[繰上]

(4) 固定負債

[繰上]	[繰上]
資産除去債 務	法的規制等の種類ごとの区分によ り、項を設けて整理する。原子力

(4) 固定負債

<u>繰延税金 資産</u>	<u>流動資産に属する資産又は流動負 債に属する負債に関連する繰延税 金資産及び特定の資産又は負債に 関連しない繰延税金資産で決算期 後1年内に取り崩されると認めら れるものを整理する。</u>
資産除去 債務	法的規制等の種類ごとの区分によ り、項を設けて整理する。原子力

繰延税金負債		<p>発電施設解体引当金に関する省令の規定による特定原子力発電施設について、原子力発電施設解体引当金及びその他に区分して整理する。</p>	繰延税金負債		<p>発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）の規定による特定原子力発電施設については、原子力発電施設解体引当金及びその他に区分して整理する。</p> <p>流動負債の「繰延税金負債」に整理されるもの以外の繰延税金負債を整理する。</p>
[繰上]		<p>(5) 流動負債</p>	繰延税金負債		<p>(5) 流動負債</p> <p>流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後1年内に取り崩されると認められるものを整理する。</p>
貸倒損		<p>(10) 営業費用</p> <p>「電灯料」、「電力料」、「地帯間販売電力料」、「他社販売電力料」、「託送収益」、「使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分」、「賠償負担金相当収益」、「廃炉円滑化負担金相当収益」、</p>	貸倒損		<p>(10) 営業費用</p> <p>「電灯料」、「電力料」、「地帯間販売電力料」、「他社販売電力料」、「託送収益」、「使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分」、「事業者間精算収益」、「電気事業雑収益」及び「貸付設備</p>

	「事業者間精算収益」、 「電気事業雑収益」及び「貸付設備収益」に関する債権の貸倒損及び貸倒損引当を整理する。		収益」に関する債権の貸倒損及び貸倒損引当を整理する。
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	[望]	使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	[望]
賠償負担金相当金	一般送配電事業者が、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の3第1項に規定する原子力発電事業者をいう。）に払い渡した賠償負担金相当金（同令第45条の21の4第1項第3号に規定する賠償負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。	[森詔]	[森詔]
摩炬巴澗化負担金相当金	一般送配電事業者が、特定原子力発電事業者（同令第45条の21の6第1項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）に払い渡した摩炬巴澗化負担金相当金（同令第45条の21の7第1項第3号に規定する摩炬巴澗化負担金相当金をいう	[森詔]	[森詔]

		<u>以下同じ。）を整理する。</u>		
	(16) 営業収益			(16) 営業収益
(1) 電気 事業営業収 益 電灯料		<u>調査決定の完了した金額を計上す る。</u>	(1) 電 気事業営 業収益 電灯料	
		[益N]		<u>調査決定の完了した金額を計上す る。</u>
	接続供給託送 収益	一般送配電事業者が接続供給によ つて得た収益を基準接続供給収益 (送配電関連設備の利用に係るも のとして得た収益をいう。) <u>及</u> <u>インバランス、賠償負担金相当金及</u> <u>び廃炉円滑化負担金相当金の供給</u> に係る収益に区分して整理する。	接続供給託送収 益	一般送配電事業者が接続供給によ つて得た収益を基準接続供給収益 (送配電関連設備の利用に係るも のとして得た収益をいう。) <u>及び</u> <u>インバランスの供給に係る収益に</u> 区分して整理する。
使用済燃料 再処理等既 発電料受取 契約締結分	[益]		使用済燃 料再処理 等既発電 料受取契 約締結分	[益]
<u>賠償負担金 相当収益</u>		<u>一般送配電事業者から払い渡され た賠償負担金相当金を整理する。</u>	[益]	[益]

<u>廃炉円滑化 負担金相当 収益</u>	<u>一般送配電事業者から払い渡され た廃炉円滑化負担金相当金を整理 する。</u>
廃炉等負担 金収益	廃炉等実施認定事業者の子会社等 若しくは親会社等から、廃炉等積 立金に充てるために支払われる金 額を整理する。

別表第2 (第3条関係)

第1表

流動資産 [金額]	
--------------	--

流動負債 [金額]	
--------------	--

第2表

使用済燃料再処理等 既発電費支払契約締 結分	
<u>賠償負担金相当金</u>	

[承認]	[承認]
廃炉等負 担金収益	廃炉等実施認定事業者の子会社等 若しくは親会社から、廃炉等積立 金に充てるために支払われる金額 を整理する。

別表第2 (第3条関係)

第1表

流動資産 <u>繰延税金資産</u>	
-----------------------	--

流動負債 <u>繰延税金負債</u>	
-----------------------	--

第2表

使用済燃料再処理等 既発電費支払契約締 結分	
[承認]	

インフラの供 給に係る収益 賠償負担金相当金 歴史的溜化負担金 相当金	[略]			
インフラの供 給に係る収益 [新設] [新設]	[略]			

備考 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十七号）、原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令（平成三十年経済産業省令第十七号）による改正内容を記載。
 表中の「」の記載は注記。改正前欄で傍線を付した部分を改正後欄で傍線を付した部分のように改正し、改正前欄で二重傍線を付した部分で改正後欄で対応するものがないものは削り、改正後欄で二重傍線を付した部分で改正前欄で対応するものがないものは新設する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>2.（1）発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費、<u>使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分</u>、<u>賠償負担金相当金</u>、<u>廃炉円滑化負担金相当金</u>、<u>廃炉等負担金</u>、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。</p> <p>（2） [略]</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>2.（1）発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費、<u>使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分</u>、<u>廃炉等負担金</u>、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。</p> <p>（2） [略]</p>
<p>備考 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十七号）による改正内容を記載。ただし、様式は省略。</p> <p>表中の「」の記載は注記。改正前欄で傍線を付した部分を改正後欄で傍線を付した部分のように改正する。</p>	

○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「会計規則」という。）、一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第一百十八号）、電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第一百十九号。第八条第一項及び第二項において「電源線省令」という。）及びみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「特定小売料金算定規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(営業費の算定)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の規定により算定した合計額のほか、営業費として、使用済燃料再処理等既発電費（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係る利息に相当する額を除く。以下同じ</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）、一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第一百十八号）、電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第一百十九号。第八条第一項及び第二項において「電源線省令」という。）及びみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「特定小売料金算定規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(営業費の算定)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の規定により算定した合計額のほか、営業費として、使用済燃料再処理等既発電費（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係る利息に相当する額を除く。以下同じ</p>

。)、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定しなければならない。

3 「略」

4 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一～七 「略」

八 地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金 供給計画等を基に算定した額の原価算定期間における合計額

九～十一 「略」

第十五条 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、第四条又は第七条の規定により使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として算定された額の合計額を送配電関連可変費に整理しなければならない。

2 「略」

第二十一条 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、第七条の規定により遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）及び預金利息（次条第一項において「追加項目」という。）として算定された額を、それぞれ、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配

。)、及び使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分の額を算定しなければならない。

3 「略」

4 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一～七 「略」

八 地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費及び使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分 供給計画等を基に算定した額の原価算定期間における合計額

九～十一 「略」

第十五条 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、第四条又は第七条の規定により使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として算定された額の合計額を送配電関連可変費に整理しなければならない。

2 「略」

第二十一条 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、第七条の規定により遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）及び預金利息（次条第一項において「追加項目」という。）として算定された額を、それぞれ、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配

分することにより整理しなければならない。

一 第十三条から第十八条までの規定により整理された送配電
関連固定費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額
と期間原価等項目のうちの地帯間購入電源費、地帯間購入送
電費、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。
）、他社購入送電費、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料
及び他社販売電源料（以下「購入販売項目」という。）並び
に期間原価等項目のうちの電源開発促進税、使用済燃料再処
理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分
、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、
事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの）に限り、基
準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給
に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。
）、振替損失調整額及び使用済燃料再処理等既発電料受取契
約締結分として第四条又は第七条の規定により算定された額
の合計額に占める割合 送配電関連固定費

二 第十三条から第十八条までの規定により整理された送配電
関連可変費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額
と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、
使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費
支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当
金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係る
もの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電
力料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当
する額を除く。）、振替損失調整額及び使用済燃料再処理等
既発電料受取契約締結分として第四条又は第七条の規定によ
り算定された額の合計額に占める割合 送配電関連可変費

三 第十三条から第十八条までの規定により整理された需要家

分することにより整理しなければならない。

一 第十三条から第十八条までの規定により整理された送配電
関連固定費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額
と期間原価等項目のうちの地帯間購入電源費、地帯間購入送
電費、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。
）、他社購入送電費、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料
及び他社販売電源料（以下「購入販売項目」という。）並び
に期間原価等項目のうちの電源開発促進税、使用済燃料再処
理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分
、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るも
の）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力
料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当す
る額を除く。）、振替損失調整額及び使用済燃料再処理等既
発電料受取契約締結分として第四条又は第七条の規定により
算定された額の合計額に占める割合 送配電関連固定費

二 第十三条から第十八条までの規定により整理された送配電
関連可変費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額
と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、
使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費
支払契約締結分、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離
島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を
除く。）、電力料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供
給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額及び使用済
燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第四条又は第七
条の規定により算定された額の合計額に占める割合 送配電
関連可変費

三 第十三条から第十八条までの規定により整理された需要家

費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限る）、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るもの限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第四条又は第七条の規定により算定された額の合計額に占める割合 需要家費

2・3 「略」

第二十二條 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち第四条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）として算定された額を、それぞれ、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一 第十三条から前条までの規定により整理された送配電関連固定費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るもの限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課金収益、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計

費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るもの限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第四条又は第七条の規定により算定された額の合計額に占める割合 需要家費

2・3 「略」

第二十二條 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち第四条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）として算定された額を、それぞれ、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一 第十三条から前条までの規定により整理された送配電関連固定費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るもの限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課金収益、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 送配電関連固定費

額に占める割合 送配電関連固定費

二 第十三条から前条までの規定により整理された送配電関連可変費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうち購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。））、電力料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。））、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課金収益、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 送配電関連可変費

三 第十三条から前条までの規定により整理された需要家費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうち購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。））、電力料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。））、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課金収益、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 需要家費

〔略〕

二 第十三条から前条までの規定により整理された送配電関連可変費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうち購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。））、電力料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。））、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課金収益、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 送配電関連可変費

三 第十三条から前条までの規定により整理された需要家費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうち購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。））、電力料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。））、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課金収益、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 需要家費

〔略〕

(変動額認可料金の算定)

第二十六条の二 一般送配電事業者は、法第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた託送供給等約款（法第十八条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に引き上げようとするときは、第三条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に引き上げようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。

一 賠償負担金相当金の変動額

二 廃炉円滑化負担金相当金の変動額

三 賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費（託送供給等約款で設定する料金を算定する際に送配電関連可変費として整理されたものに限る。次項第三号において同じ。）の変動額（外生的要因による減額に限る。次項第三号において同じ。）

2

一般送配電事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第八の二により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一 一般送配電事業者は、賠償負担金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の四第一項の規定により通知された額を基に算定した賠償負担金相当金の変動額を整理しなければならない。

二 一般送配電事業者は、廃炉円滑化負担金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の七第一項の規定により通知された額を基に算定した廃炉円滑化負担金相当金の変動額を整理しなければならない。

[新設]

三 一般送配電事業者は、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第四条第四項（第三十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十一条の二の規定により準用する第一項の規定により託送供給等約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十八条第五項の規定により変更後の託送供給等約款を届け出た一般送配電事業者にあつては、第三十一条の二の規定により準用するこの項各号に掲げる方法により整理した特別変動額を含む。）を基に算定した賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費の変動額を整理しなければならない。

3 一般送配電事業者は、前項の規定により整理された特別変動額を、送配電関連可変費に配分することにより整理し、様式第八の三により特別送配電関連費明細表を作成しなければならない。

4 一般送配電事業者は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電関連可変費の額を、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十二条第四項第五号（第三十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。ただし、経済産業大臣が社会的経済的事情の変動により、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、前項の規定により整理された送配電関連可変費のうち、賠償負担金相当金の変動額及び廃炉円滑化負担金相当金の変動額（以下この項において単に「変動額」という。）に係る特別変動額に相当する額に代えて、当該変動額の増額分を当該変動額を基に託送供給等約款で設定

した料金を引き上げようとする際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値を乗じて得た額並びに当該変動額の減額分をこの項のただし書の規定により特別変動可変費を整理した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値で除して得た額に、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値を乗じて得た額を用いて、特別変動可変費を整理することができる。

5|| 一般送配電事業者は、送配電関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、三需要種別ごとに、様式第八の四により特別送配電関連費計算表を作成し、及び様式第八の五により特別原価等集計表を作成しなければならない。

6|| 料金は、前項の規定により整理された三需要種別ごとの特別変動可変費と託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（第三十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）又は第三十一条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7|| 一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の三需要種別ごとの送配電関連需要種別原価等及び特別変動可変費並びに第四項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により整理された特別変動可変費及び第三十一条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基

に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、次の各号に掲げる料金及び割引額を設定しなければならない。

一 一般送配電事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給に係る料金

二 一般送配電事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給であつて、当該供給区域内の電気の潮流状況を改善するものである場合の前号に掲げる料金からの割引額

8|| 一般送配電事業者は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9|| 一般送配電事業者は、第七項第一号に掲げる料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金を組み合わせることに、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に應ずる電気の供給に係る料金を設定する場合は、この限りでない。

10|| 一般送配電事業者は、法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る第七項第一号に掲げる料金を設定する場合には、前項本文の規定により設定した料金（以下この項において「二部料金」という。）のほか、別表第三に規定する式を基に、販売電力量に応じてのみ支払を受けるべき料金（別表第三において「完全従量料金」という。）を、非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が二部料金に代えて選択し得るものとして、併せて設定しなければならない。

11|| 一般送配電事業者は、その供給区域の送配電関連設備の利用状況等を踏まえ、当該設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる場合においては、第七項第一号に掲げる料

金と異なる料金を、小売供給を行う事業を営む者又は非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が同号に掲げる料金に代えて選択し得るものとして、設定することができる。

12| 一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項(第三十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項(第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。)又は第三十一条第十二項の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の託送供給等約款で設定した料金及び託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値により算定しなければならぬ。

13| 一般送配電事業者は、第四項に規定する特別変動可変費と前項の規定により算定した託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項(第三十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項(第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。)又は第三十一条第十三項の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第八の六により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならぬ。

(届出料金に関する準用)

(届出料金に関する準用)

第三十条 第三条から第二十六条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を変更しようとする一般送配電事業者が、変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

2 [略]

3 第三条から第二十六条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

(変動額届出料金の算定)

第三十一条 [略]

2～5 [略]

6 料金は、前項の規定により整理された三需要種別ごとの特定変動可変費と託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種

第三十条 第三条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を変更しようとする一般送配電事業者が、変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

2 [略]

3 第三条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

(変動額届出料金の算定)

第三十一条 [略]

2～5 [略]

6 料金は、前項の規定により整理された三需要種別ごとの特定変動可変費と託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種

別ごとの料金収入及びこの項又は第二十六条の二第六項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の三需要種別ごとの送配電関連需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費及び第二十六条の二第四項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により整理された特別変動可変費を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、次の各号に掲げる料金及び割引額を設定しなければならない。

一・二 「略」

8 〽 10 「略」

11 一般送配電事業者は、その供給区域の送配電関連設備の利用状況等を踏まえ、当該設備の効率的な事業運営が見込まれる場合においては、第七項第一号に掲げる料金と異なる料金を、小売供給を行う事業を営む者又は非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が同号に掲げる料金に代えて選択し得るものとして、設定することができる。

12 一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は第二十六条の二第十二項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ご

別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の三需要種別ごとの送配電関連需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、次の各号に掲げる料金及び割引額を設定しなければならない。

一・二 「略」

8 〽 10 「略」

11 一般送配電事業者は、その供給区域の送配電関連設備の利用状況等を踏まえ、当該設備の効率的な事業運営が見込まれる場合においては、同号に掲げる料金と異なる料金を、小売供給を行う事業を営む者又は非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が同号に掲げる料金に代えて選択し得るものとして、設定することができる。

12 一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料

との料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の託送供給等約款で設定した料金及び託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値により算定しなければならぬ。

13 一般送配電事業者は、第四項に規定する特定変動可変費と前項の規定により算定した託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は第二十六条の第二十三項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十三により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならぬ。

第三十一条の二 第二十六条の二の規定は、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を第二十六条の第二項各号に掲げる変動額を基に引き下げようとする一般送配電事業者が、変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定する場合に準用する。

金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の託送供給等約款で設定した料金及び託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値により算定しなければならぬ。

13 一般送配電事業者は、第四項に規定する特定変動可変費と前項の規定により算定した託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十三により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならぬ。

〔新設〕

別表第 1 (第 4 条、第 5 条、第 7 条関係)
第 1 表

使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分		
賠償負担金相当金		
廃炉円滑化負担金相当金		

別表第 1 (第 4 条、第 5 条、第 7 条関係)
第 1 表

使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分		
----------------------	--	--

[新設]

[新設]

備考 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十七号）による改正内容を記載。ただし、様式は省略。

表中の「」の記載は注記。改正前欄で傍線を付した部分を改正後欄で傍線を付した部分のように改正し、改正後欄で二重傍線を付した部分で改正前欄で対応するものがないものは新設する。

改正後	改正前
<p>第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「会計規則」という。）、電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第十九号。以下「電源線省令」という。）及び一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第十八号。以下「振替費用算定省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（控除収益の算定）</p> <p>第五条 事業者は、控除収益として、遅収加算料金、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売送電料、託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>第十一条 事業者は、送配電非関連費として、期間原価等項目のうち原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力</p>	<p>第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）、電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第十九号。以下「電源線省令」という。）及び一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第十八号。以下「振替費用算定省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（控除収益の算定）</p> <p>第五条 事業者は、控除収益として、遅収加算料金、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売送電料、託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>第十一条 事業者は、送配電非関連費として、期間原価等項目のうち原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力</p>

廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を整理しなければならない。

2・3 「略」

第十六条 事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）及び預金利息（以下「第一次追加項目」という。）として算定された額を、第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第六条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料及び他社販売送電料（以下「購入販売項目」という。）、期間原価等項目のうちの使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益として第三条又は第五条の規定により算定された額並びに総電気事業報酬額（第四条第二項第一号又は同条第三項第一号の規定により算定された額をいう。以下同じ。）から電気事業報酬の額を控除した額（特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合にあつては、零とする。以下同じ。）の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

廃止関連仮勘定償却費に限る。）及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を整理しなければならない。

2・3 「略」

第十六条 事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）及び預金利息（以下「第一次追加項目」という。）として算定された額を、第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第六条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料及び他社販売送電料（以下「購入販売項目」という。）、期間原価等項目のうちの使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第三条又は第五条の規定により算定された額並びに総電気事業報酬額（第四条第二項第一号又は同条第三項第一号の規定により算定された額をいう。以下同じ。）から電気事業報酬の額を控除した額（特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合にあつては、零とする。以下同じ。）の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

2・3 「略」

第十七条 事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）（以下「第二次追加項目」という。）として算定された額を、第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第六条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益、遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）、預金利息、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益として第三条又は第五条の規定により算定された額、総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額並びに託送料金算定規則第六条第二項又は旧託送料金算定規則第六条第二項の規定により算定された追加事業報酬の額（特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合にあつては、零とする。以下同じ。）の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

2・3 「略」

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第二十二条 「略」

2・5 「略」

6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需

2・3 「略」

第十七条 事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）（以下「第二次追加項目」という。）として算定された額を、第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第六条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益、遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）、預金利息及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第三条又は第五条の規定により算定された額、総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額並びに託送料金算定規則第六条第二項又は旧託送料金算定規則第六条第二項の規定により算定された追加事業報酬の額（特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合にあつては、零とする。以下同じ。）の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

2・3 「略」

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第二十二条 「略」

2・5 「略」

6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需

要の料金収入及びこの項、第二十三条第五項（第四十条の二の規定により準用する場合を含む。第四十条第六項において同じ。）又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費、第二十三条第三項（第四十条の二の規定により準用する場合を含む。第四十条第七項において同じ。）の規定により整理された特殊変動費又は第四十条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9 「略」

10 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十三条第九項（第四十条の二の規定により準用する場合を含む。第四十条第十項において同じ。）又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 事業者は、第六項に規定する特別変動可変費と、前項の規定

要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9 「略」

10 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 事業者は、第六項に規定する特別変動可変費と、前項の規定

により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十三条第十項（第四十条の二の規定により準用する場合を含む。第四十条第十一項において同じ。）又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第十三第一表により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（送配電関連連費等の変動額認可料金の算定）

第二十三条 事業者は、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合において、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第二十一条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一 第十九条第二号の規定により算定された送配電関連連費の変動額

二 原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額（施行規則第四十五条の二十一の六第一項の規定による廃炉円滑化負担金（原子力廃止関連仮勘定簿価（会計規則第二十八条の三第一項に規定する原子力廃止関連仮勘定簿価をいう。）及び原子力廃止関連費用相当額（同項に規定する原子力廃止関連費用相当額をいう。）に係るものに限る。）の承認に起因する減額に限

により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第十三第一表により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（送配電関連連費の変動額認可料金の算定）

第二十三条 事業者は、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合において、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を第十九条第二号の規定により算定された送配電関連連費の変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第二十一条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

〔新設〕

〔新設〕

る。次項第三号において同じ。）

2 事業者は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じ、第三号に掲げる額を加えて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一・二 「略」

三 原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額

3 事業者は、前項の規定により算定された特殊変動額のうち同項第一号及び第二号に係る部分を送配電関連費に配分し、並びに同項第三号に係る部分を送配電非関連費に配分し、送配電非関連費に整理された特殊変動額を、送配電非関連固定費に整理し、送配電非関連固定費に整理された特殊変動額を、非特定需要及び特定需要ごとに特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより追加固定費に整理し、送配電関連費に整理された特殊変動額及び追加固定費に整理された特殊変動額を、特殊変動費として整理しなければならない。

4 事業者は、送配電関連費及び送配電非関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、特定需要について、様式第十五により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第十六により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

5 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項（第四十条の二の規定により準用する場合

2 事業者は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一・二 「略」

〔新設〕

3 事業者は、前項の規定により算定された特殊変動額を送配電関連費に配分し、特殊変動費として整理しなければならない。

4 事業者は、送配電関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、特定需要について、様式第十五により特殊送配電関連費計算表を作成し、様式第十六により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

5 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間に

を含む。)、第二十二條第六項又は第四十條第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

6 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特殊変動費並びに第三項(第四十條の二の規定により準用する場合を含む。))の規定により整理された特殊変動費、第二十二條第四項の規定により整理された特別変動可変費及び第四十條第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

7・8 「略」

9 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二條第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項(第四十條の二の規定により準用する場合を含む。))、第二十二條第十項又は第四十條第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第六項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

10 事業者は、第三項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二條第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項(第四十條の二の規定

における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

6 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特殊変動費並びに第三項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

7・8 「略」

9 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二條第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第六項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

10 事業者は、第三項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二條第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項の規定により算定した

(変動額届出料金の算定)

第四十条 みなし小売電気事業者（沖縄電力を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、旧法第十九条第三項又は第六項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第二十一条まで及び前条第一項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一～三 「略」

2～5 「略」

6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特定変動可変費と特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十二条第六項又は第二十三条第五項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 みなし小売電気事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費、第二十二条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び第二十三条第三項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

(変動額届出料金の算定)

第四十条 みなし小売電気事業者（沖縄電力を除く。以下この条において同じ。）は、旧法第十九条第三項又は第六項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第二十一条まで及び前条第一項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一～三 「略」

2～5 「略」

6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特定変動可変費と特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 みなし小売電気事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

10 みなし小売電気事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十二條第十項又は第二十三條第九項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 みなし小売電気事業者は、第六項に規定する特定変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十二條第十項又は第二十三條第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第二十二第一表により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第四十條の二 第二十三條の規定は、旧法第十九條第三項の規定により改正法附則第十八條第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九條第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を第二十三條第一項各号に掲げる変動額を基に引き下げようとするみな

10 みなし小売電気事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 みなし小売電気事業者は、第六項に規定する特定変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第二十二第一表により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

〔新設〕

別表第 1 (第 3 条、第 4 条、第 5 条関係)

使用済燃料再 処理等既発電 料受取契約締 結分	使用済燃料再 処理等既発電 料受取契約締 結分	
賠償負担金相 当収益	賠償負担金相 当収益	
座落田灌化復 担金相当収益	座落田灌化復 担金相当収益	

別表第 1 (第 3 条、第 4 条、第 5 条関係)

使用済燃料再 処理等既 発電料受取 契約締結分	使用済燃料再 処理等既発電 料受取契約締 結分	
[新設]		
[新設]		

備考 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十七号）による改正内容を記載。ただし、様式は省略。

表中の「」の記載は注記。改正前欄で傍線を付した部分を改正後欄で傍線を付した部分のように改正し、改正後欄で二重傍線を付した部分で改正前欄で対応するものがないものは新設する。

号 出 発	号 編
<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <p>6. [望]</p> <p>(1) ～ (8) [望]</p> <p>(9) (8) により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この(9)において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第 11 条又は託送料金算定規則第 11 条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この(9)及び(10)において「送配電関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電関連費用（以下この(9)及び(13)において「送配電関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、(8)により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この(9)において同じ。）を、改正法附則第 18 条第 1 項若しくは第 20 条第 1 項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第 18 条第 3 項の規定により同条第 1 項の認可を受けたとみなされる改正法第 1 条の規定による改正前の法第 19 条第 1 項若しくは第 4 項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第 19 条第 4 項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの（以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。）に当たり、小売料金算定規則第 8 条又は小売料金算定規則附則第 2 項の規定により廃止された一般</p>	<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <p>6. [望]</p> <p>(1) ～ (8) [望]</p> <p>(9) (8) により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この(9)において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第 11 条又は託送料金算定規則第 11 条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この(9)及び(10)において「送配電関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電関連費用（以下この(9)及び(13)において「送配電関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、(8)により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この(9)において同じ。）を、改正法附則第 18 条第 1 項若しくは第 20 条第 1 項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第 18 条第 3 項の規定により同条第 1 項の認可を受けたとみなされる改正法第 1 条の規定による改正前の法第 19 条第 1 項若しくは第 4 項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第 19 条第 4 項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの（以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。）に当たり、小売料金算定規則第 8 条又は小売料金算定規則附則第 2 項の規定により廃止された一般</p>

<p>電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。）第8条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この（9）及び（11）において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この（9）及び（13）において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。</p> <p>この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、地帯間購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、地帯間販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、<u>他社販売電源料</u>（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、<u>賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益</u>を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。また、他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）を、第2条第2項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。</p>	<p>電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。）第8条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この（9）及び（11）において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この（9）及び（13）において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。</p> <p>この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、地帯間購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、地帯間販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、<u>及び他社販売電源料</u>（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。また、他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）を、第2条第2項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。</p>
<p>備考 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十七号）による改正内容を記載。 表中の「」の記載は注記。改正前欄で傍線を付した部分を改正後欄で傍線を付した部分のように改正する。</p>	